

以下の内容は、仙台市が平成23年4月13日付けで発行した「生活支援情報（第4号修正版）」から転載したものです。

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料

(1)納期の延長

平成23年3月31日が納期となっている国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納期を2カ月延長し、平成23年5月31日とします。

(2)保険料の減免

○国民健康保険、介護保険

震災により住宅等に著しい損害を受けた方は、平成22年度保険料の第10期及び平成23年度保険料（平成24年3月納期まで）について、減免される場合があります。

○後期高齢者医療

後期高齢者医療では、減免申請期限を災害があった日から1年とし、申請の日から1年の間に納期が到来する保険料（未納のものに限る）について、減免の申請を受け付けます。

■減免内容=損害の度合いに応じて、保険料を減額または免除します。収入が、失業、事業の休止・廃止等により著しく減少した場合にも、申請により減免を受けられることがあります。

■申請窓口=国民健康保険・後期高齢者医療は各区役所保険年金課、総合支所保健福祉課、介護保険は各区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課

■必要な書類=原則として「り災証明書」

■受け付け・問い合わせ

青葉区保険年金課	225-7211	太白区保険年金課	247-1111
宮城総合支所保健福祉課	392-2111	秋保総合支所保健福祉課	399-2111
宮城野区保険年金課	291-2111	泉区保険年金課	372-3111
若林区保険年金課	282-1111		



発行所

〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号

仙台市福祉プラザ8階

財団法人仙台市障害者福祉協会

TEL 022-266-0294㈹

FAX 022-266-0292

発行人 阿部一彦

定価 500円／年

水道料金・下水道使用料の特別措置

(1)建物滅失等の場合の料金減免

建物が被害を受け居住不能となり、水道の使用ができなくなった方については、前回検針日から平成23年3月11日までの料金が免除されます。下記の申し込み先にご連絡ください。

※再び水道を使い始める際もご連絡ください。

(2)漏水分の減量

宅地内・屋内で給水装置の破損により漏水が生じた方については、過去の実績水量に基づき水量を減量して料金を計算します。下記の申し込み先にご連絡ください。

■提出書類 工事業者が発行する修繕施工証明書（なければ領収書の写し）

(3)基本料金1か月分の減免

すべてのお客さまについて平成23年3月分の水道の基本料金（下水道は基本使用料相当額）を減免します（3月10日までに使用廃止した方を除きます）。特に連絡の必要はありません。

※井戸水で下水道使用の方、公設浄化槽使用の方も下水道使用料（738円）を減免します。

(4)納入通知書発送の延期

震災後の納入通知書の発送と、納期限を延期しました。

■受け付け・問い合わせ

【建物滅失等の場合の料金減免・引越手続など】

仙台市水道局コールセンター 748-1111

【漏水分の減量】

宮城野区・若林区・太白区にお住まいの方=水道局南料金センター 304-0022

青葉区・泉区にお住まいの方=水道局北料金センター 371-8831

【井戸水での下水道使用の方、公設浄化槽使用の方（建物滅失、漏水等の場合）】

建設局業務課 214-8809

※現在お問い合わせの電話が多数寄せられており、つながりにくくなっています。

お話中の場合は、時間をおいておかけ直しくださるようお願いいたします。

平成22年確定申告期限の延長について**(1)申告・納付等の期限の延長**

東日本大震災により、宮城・青森・岩手・福島・茨城県の納税者について、すべての国税に関する申告・納付の期限が自動的に延長されました。

申告所得税及び個人事業者の消費税の平成22年確定申告分の申告及び納税の期限も延長され、4月22日と27日に予定していた預金口座からの振替納付日も延長されました。

延長後の期限は、今後、被災者の皆さまの状況を見ながら検討されます。

(2)納税証明書の発行について

震災による被害のため、災害復旧に必要な資金の借り入れのために国税の納税証明書の交付を受ける場合、交付手数料は必要ありません。

(3)他の地域から避難されてきた皆さまへ

国税に関する相談や納税証明書の交付申請は、避難先の最寄りの税務署で受け付けています。

■問い合わせ

仙台北税務署 222-8121

仙台中税務署 783-7831

仙台南税務署 306-8001